

兵庫医療大学動物実験委員会規程

第1条 兵庫医療大学動物実験規程第5条に基づき、兵庫医療大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営について定める。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- 1 動物実験等に関して優れた識見を有する者として、各学部および共通教育センターの教員よりそれぞれ3名以内
 - 2 学識経験を有する者として、前号に該当しない教員 1名
 - 3 実験動物に関して優れた識見を有する者として、実験動物管理者
 - 4 兵庫医療大学動物実験センター長
 - 5 神戸キャンパス事務部研究支援課長
 - 6 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた学識経験者若干名
- ② 委員は学長が委嘱し、大学協議会の承認を必要とする。
- ③ 第1項第1号、第2号及び第6号委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、引き続き4年を超えることはできない。
- ④ 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 委員会に委員長を置き、前条第1項第3号、第4号及び第5号委員を除く委員のうちから選出する。

- ② 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- ③ 委員会の議決は、委員の過半数の賛同を要する。ただし可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条 委員長は、必要あるときは、委員会の承認を得て委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

第5条 委員は動物実験計画に関して知り得た情報を第3者に漏洩してはならない。

第6条 委員は自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることはできない。

第7条 委員会の事務は、神戸キャンパス事務部において行う。

- ② 担当事務は、委員会開催に関する資料並びに議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

第8条 この規程の改廃は、委員会で審議し、大学協議会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(事務局組織の一部改組)